

タイトル	農福連携における生協・農協の役割：持続可能な社会への寄与
著者	畠山, 明子; HATAKEYAMA, Akiko
引用	北海学園大学経済論集, 73(2): 37-50
発行日	2025-11-30

《論説》

## 農福連携における生協・農協の役割： 持続可能な社会への寄与

畠　山　明　子

### 1. 本稿の背景と目的

2025年は国連で決議された「国際協同組合年」であるが、実は、2012年に1回目の「国際協同組合年」が宣言されている。そこでは、「全加盟国並びに国際連合及びその他全ての関係者に対し、この国際年を機に協同組合を推進し、その社会経済開発に対する貢献に関する認知度を高めるよう奨励し、持続可能な開発、貧困の根絶、都市と農村地域における様々な経済部門の生計に貢献することのできる企業体・社会的事業体としての協同組合の成長を促進」(下線部引用者)するものとされた。2回目の2025年には、「すべての加盟国、ならびに国連、その他すべての関係者が、協同組合を振興し、持続可能な開発目標の実施と社会・経済開発全体に対する協同組合の貢献に対する認知を高める方法として、『国際協同組合年』を活用する」(下線部引用者)としている。このように、協同組合は持続可能な開発に貢献する企業体・社会的事業体として期待されている。

現在、協同組合の種類には、農業協同組合（以下、「農協」とする）、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合（以下、「生協」とする）、労働金庫、信用金庫、信用協同組合、労働者協同組合があり、その総数は約5,000組織（4,947組織）である。その内訳は、多い順に水産業協同組合が1,670組合（33.8%）、農協が1,093組合（22.1%）、生協が828組合（16.7%）等となっている<sup>(注1)</sup>。これらの協同組合の事業では、生協、農協、漁業協同組合等での生活購買事業（4兆296億円）と主に農林水産業の組合員が生産した生産物の販売（卸売市場への出荷等）を組合員に代わって協同組合が行う販売事業（11兆1,568億円）の供給高が高くなっている。（一般社団法人 日本協同組合連携機構 2025）

協同組合の事業には、組合員の福祉の向上を目指したものが含まれて展開されてきた。特に、今回取り上げる「生協」と「農協」は、組合員によるボランティア活動や協同組合が福祉サービスを提供する事業体となる（あるいは別法人等を作る）形で福祉活動・福祉事業に参入している（橋本 2022 等）。昨今、農業と障害者福祉（雇用・就労支援の促進）のコラボレーションによる取り組みとして着目されている「農福連携」においても、これらの協同組合が直接的あるいは間接的な関わりを持つ事例がみられるようになっている。協同組合が農福連携を推進することは、自組織の基盤強化につながるだけではなく、以下の四点からその組織力の活用が期待される。第一に、地域密着型の組織構造を有すること（地域の農業者や住民によって構成され、地域課題の解決を目的としている。農福連携もまた地域の福祉課題（障害者の就労、高齢者の生きがいづくり等）と農業の課題（人手不足、耕作放棄地の増加等）を同時に解決しようとする取り組みであ

り、地域に根ざした活動基盤を共有している）、第二に、共助・共生の理念を有すること（協同組合の基本理念である「相互扶助」や「共生」は、農福連携の目指す包摂的な社会の実現と重なる。特に、障害者や高齢者等が農業を通じて社会参加するという考え方は、協同組合の「誰一人取り残さない」価値観と一致する）、第三に、中小農家支援と人手不足対策となること（特に農協は中小規模農家の経営支援を担っており、人手不足の深刻化への対応が求められている。農福連携は、福祉側の労働力を農業にマッチングすることで、持続可能な営農体制の構築に貢献する）、第四に、多様な主体との連携力を有すること（協同組合は、行政・福祉事業所・地域住民等多様なステークホルダーと連携する力を持っている。農福連携の実践には、農業者と福祉事業所の橋渡し役（中間支援）が不可欠であり、協同組合がその調整役を担うことで、スムーズなマッチングや支援体制の構築が可能となる）がある。

本稿は、生協・農協という協同組合が農福連携においてどのような役割を果たし、持続可能な社会に貢献しているのかを事例を通じて検討するものである。

## 2. 先行研究レビュー

先行研究について、生協および農協の歴史とこれらの協同組合が福祉分野で担ってきた役割と農福連携の歴史的変遷を整理する。

### (1) 生協および農協の組織構造

生協は、1921年に賀川豊彦が設立した灘購買組合と神戸購買組合（現在のコープこうべ）という2つの組織から始まっている。現在の生協は、1948年に成立した消費生活協同組合法に基づいた組合員の相互扶助組織であり、経済事業主体として消費者が出資金を出し合って組合員となり、以下に挙げる事業を展開している。生協には、地域生協（宅配や店舗の事業を通じて、商品やサービスを組合員に提供する、地域を活動の場にする生協）と職域生協（職場のさまざまな福利厚生を担い、職場内の店舗や食堂等を運営する生協）があり、これらの生協では、供給事業（生活に必要な物資を組合員に供給する事業）、共済事業（組合員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に際し、共済金を交付する事業）、医療事業（病院・診療所の経営）、福祉・介護事業（介護、障害者福祉サービスの提供等）が実施されている。組合員数は、地域生協・職域生協合わせて延べ約7,000万人（6,929万人）いる（厚生労働省「2023年度消費生活協同組合（連合会）実態調査」より）。

生協が行う福祉活動として先駆的に知られているのは、1983年に灘神戸生協が始めた「くらしの助け合いの会」の活動である。くらしの助け合いの会は、高齢者や子育て家庭の家事援助等の困りごとを組合員によるボランティアで助け合う有償型の取り組みである。さらに、2000年に介護保険制度が開始されると、生協本体が行う形、また、生協が母体となった社会福祉法人を設立する形で、介護保険事業にも参入している。2023年度の「消費生活協同組合（連合会）実態調査」をみると、福祉・介護事業を実施している組合数は全部で171組合あり、このうち、介護保険等事業は165組合、障害福祉事業は78組合となっている。なかにはさまざまな福祉サービスを提供する生協も存在する<sup>(注2)</sup>。

一方、農協は、1947年に制定された農業協同組合法に基づく協同組合で、「農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もつて国民経済の発展に寄与すること」（第1条）

を目的としている。組織構成としては、農協には信用（金融）事業を行う「総合農協」と、信用事業を行わず畜産、酪農、園芸といった特定の生産物の販売・購買事業のみを行う「専門農協」があり、2023年度末の統計では「総合農協」は544農協、「専門農協」は540農協ある（農林水産省「農協について」（2025年1月）より）。組合員は、正組合員（農業者（当該農協の地区内に住所等を有する農民（自ら農業を営み、又は農業に従事する個人）又は農業を営む法人））と准組合員（当該農協の地区内に住所を有する個人等）に分かれ、1960年には正組合員が578万人、准組合員が75万6,000人と正組合員が9割を占めていたが、2010年以降から正組合員と准組合員の数が逆転し、2022年では正組合員が393万3,000人、准組合員が633万9,000人となり、准組合員が6割である（農林水産省「農協について」（2025年1月）より）。純粋な農業者である正組合員が減少したのは、離農の増加や大規模農業経営者が農協に頼らずとも農業経営が可能になったこと等が関連しており、一方で准組合員が増えた背景は、「『生活用品を安く買いたい』『ローンを充実してほしい』『貯金を有利に運用してほしい』など、普通の消費者がスーパー・マーケットや銀行に望むことと変わりがない」（岸 2020：158）とあるように人々の農協に求められるニーズの変化が見られる。

農協による福祉活動は、1985年のJA大会では「農協生活活動基本方針」として「JA助けあい組織（農協婦人部や年金友の会等）が有償ボランティア活動を展開し、一人暮らし・寝たきり高齢者を援助するための在宅福祉活動を展開する」ことが決議され、JA助けあい組織活動を展開していった。現在、助けあい活動は、ミニデイサービス、施設（病院・特養等）ボランティア、元気高齢者健康教室、声かけによる安否確認等、高齢者への生活支援サービスから生きがい活動、学習活動等さまざまな分野の活動を行っている。1990年代に展開された、JA女性部を対象としたホームヘルパー養成と助けあい活動が中心となり、介護保険制度が始まった2000年からは介護が必要な高齢者の福祉活動・事業として「助けあい活動」と「JA介護保険事業」を推進することとなった。

以上のように、協同組合は「相互扶助」という原則に基づき、福祉分野においても多岐にわたる重要な役割を担っている。医療や介護サービスを提供することを通じて地域住民の健康と生活を守る事業、組合員による高齢者や子育て支援がボランティアによる「助け合い」で取り組まれている。

## （2）農福連携実践の歴史

農福連携とは、農林水産省によると「障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組」とされている。その実践の歴史を整理すると、表1のように四つの世代に分けて整理することができる。また、表2はそれぞれの時期に特徴的な実践事例をまとめたものである<sup>(注3)</sup>。

第一世代（1960～1980年代）は、農福連携の幕開けと言える障害福祉施設主導の取り組みが中心となった。具体的には、障害福祉施設の利用者が農家に赴いて労働に従事する施設外就労や施設内での請負・受注作業が行われた。また、施設が農地を自ら確保し、独自に生産活動を展開する事例も一部に見られた。1970年代には、以下にみられるような初期の農福連携の取り組みが生まれている。鹿児島県南大隅町にある「社会福祉法人白鳩会」（以下、「白鳩会」とする）の当初の目的は、農場を運営し野菜栽培や養豚を通じて障害者に就労機会を提供することであった。1978年には農業生産を体系的に拡大するため、関連組織として農事組合法人根占生産組合を設

表1 世代ごとにみる農福連携実践の特徴

第一世代 (1960～1980年代)
①福祉施設→農家に出向いて活動（施設外就労・請負、施設内の受注作業）
②（障害）福祉施設が農地を確保する等して自前で活動
第二世代 (1990～2000年代)
③農家が障害者を直接雇用（ユニバーサル農業の登場）
④特例子会社による自前の活動
第三世代 (2010～2020年代)
⑤高齢者（デイサービス等介護保険サービス利用者）が農園活動・施設内の作業
⑥第一、第二世代の実践の中で生活困窮者・ひきこもり・触法者等の受け入れ
第四世代 (2020年代～)
⑦企業が農園で障害者を雇用（農園型障害者雇用）
⑧ユニバーサル農園（制度サービスによらない多様な人たちの場）
⑨林業・水産業・加工業における障害者等就労の場の展開へ

(筆者作成)

立した。その後、事業は大きく多様化しており、様々な農産物、畜産物（豚、牛、鶏）の加工を行い、現在、同法人はレストラン、ジェラート店、ホットドッグスタンド、カフェテリア等を運営し、障害者と健常者の双方に雇用機会を提供している。

第二世代（1990～2000年代）になると、農家が障害者を直接雇用する「ユニバーサル農業」と呼ばれる実践が現れ、福祉の枠組みを超えた多様な就労形態が模索された。それが静岡県浜松市の「京丸園株式会社」（以下、「京丸園」とする）である。京丸園は、1996年に障害者の農業体験と雇用・研修の受け入れを開始した。きっかけは、経営規模拡大のために求人を出したところ障害者の応募があり、1週間の農業体験を受け入れた際、職場の雰囲気が明るくなり作業効率が向上したことであった。この経験から、障害者が農業という産業（ビジネス）の中でプラスとなるユニバーサル農業による農業経営の展開を目指している。そのユニバーサル農業は、浜松市内のネットワーク（浜松市ユニバーサル農業研究会）を生み出し、2025年には20周年を迎えている。京丸園の農福連携のポイントは、作業を分解し難易度別に分けたナビゲーションマップや各個人の育成プログラムを作成し、障害者の給料向上に努めていることである。さらに、重度の障害者でも作業できる定植パネルや数量カウンター付トレー洗浄機、手押しの虫捕獲機等、障害者の仕事を確保しつつ、誰が行っても同じ精度の作業結果が得られる半自動の機械を複数開発し、働きやすい環境を整備している。

また、1987年の障害者雇用促進法施行に伴い、特例子会社制度<sup>(注4)</sup>が導入されているが、この時期には特例子会社が自前で農業活動を行う事例も登場し、企業における農福連携の新たな可能性が広がった<sup>(注5)</sup>。

第三世代（2010～2020年代）においては、農業分野への関わりが高齢者や生活困窮者等へと拡大した。介護保険制度の利用者（デイサービス通所者等）が農作業や施設内作業に参加する事例（特定非営利活動法人たかつき（大阪府高槻市））に加え、ひきこもり・触法者等、多様な就労困難層の受け入れも進展しつつある。先の白鳩会では、矯正施設を退院した少年の受け入れも行っている。

また、2006年の障害者自立支援法の施行は、障害福祉サービス事業所の増加を促し、農業分野への参入を後押ししたといえる。特に、就労継続支援A型・B型事業所<sup>(注6)</sup>が農業に取り組む事例が増加し、多様な主体が農福連携に参入するきっかけとなった。

現在地としての第四世代（2020年代～）では、企業が主導する「農園型障害者雇用」<sup>(注7)</sup>の拡大に加え、制度的枠組みに依存しない多様な主体が関与する「ユニバーサル農園」の構想が注目されている。さらに、林業・水産業・加工業といった他の一次・二次産業にも障害者等の就労機会が拡張しつつあり、農福連携の概念は「農」にとどまらない広がりを見せており。2024年度末のデータによると、農福連携の取り組み主体は8,277件（農林水産業経営体等（農林水産業経営体・JA）による取組3,918、障害者就労施設等（障害者就労支援施設（A型・B型）・特例子会社）による取組4,019、ユニバーサル農園等（ユニバーサル農園・高齢者施設・矯正施設・更生保護施設等・特別支援学校）による取組340）となっている（農林水産省「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」より）。

表2 年代順にみた農福連携実践の先駆的事例

世代	開始年	団体名	所在地	取り組みの概要
1	1972	(社福)白鳩会	鹿児島県南大隅町	野菜栽培、養豚から始まり、畜産、加工、レストラン運営等多角化。矯正施設との連携も実施。
1	1978	農事組合法人共働学舎新得農場	北海道新得町	ソーシャルファーム <sup>(注8)</sup> の先駆的事例。高品質なチーズの生産。
1	1980	(社福)青葉仁会	奈良県奈良市	荒廃農地を活用した米、野菜、果樹栽培。加工品製造、レストラン運営、観光農園等多角展開。
1	1981	(社福)上野丘さつき会	兵庫県神戸市	職業訓練の一環として農作業を開始。水稻、野菜栽培、竹林伐採、米粉販売等地域農業維持に貢献。
1	1986	(株)たつかーむ	北海道壮瞥町	有機農業と福祉の融合による高付加価値生産と高工賃実現。有機野菜栽培、平飼い養鶏、味噌・黒にんにく等の加工品製造。
2	1996	京丸園(株)	静岡県浜松市	全国初の芽ねぎの水耕栽培やミニちんげん菜、みつばの小型化等、付加価値の高い独自のオリジナルブランド商品の開発。
2	2001	NPO法人たかつき	大阪府高槻市	介護保険施設であるデイサービスセンターを開所し、隣接する農地で園芸療法を開始。要支援・要介護高齢者の活躍の場が農福連携の取り組みにつながる。
2	2005	(社福)ゆうゆう	北海道当別町	コミュニティ農園、自社農園を整備し、重度障害、認知症、ひきこもり状態にある人々の就労ニーズに対応するほか、地域住民や学生ボランティアとの協働で農業・林業に取り組む。
2	2006	(社福)こころん	福島県泉崎村	こころんファームにて荒廃農地や高齢で継続困難な養鶏場を引き継ぎ、野菜や水稻の栽培、養鶏を実施。生産から加工、販売まで六次産業化を展開。
3	2011	(株)おもり農園	岡山県岡山市	就労継続支援A型事業所「杜の家ファーム」を設立。自ら障害福祉サービス事業所を運営し、いちご栽培における作業者を安定的に確保。
3	2011	NPO法人ライヴ	鳥取県米子市	地域の漁業者からの依頼で海藻の乾燥加工を開始し、水福連携の活動をスタート。
4	2020	(一社)かがやきホーム	奈良県橿原市	2020年に奈良県が制定した「奈良県更生支援の推進に関する条例」を契機に設立。刑務所出所者等を直接雇用し、森林組合や青ネギ生産組合での就労研修を実施。
4	2020	(株)JAぎふはっぴいまるけ	岐阜県岐阜市	JAぎふの特例子会社として設立。荒廃農地の活用やユニバーサル体験農園、地域企業と連携した特産品開発、障害者が栽培指導を行う体験農園、刑務所受刑者への農業指導等を実施。

※(社福)=社会福祉法人 (株)=株式会社 (一社)=一般財団法人

出典 農林水産省「農福連携等事例集（2024年版）」より筆者作成

### (3) 生協と農協による農福連携の関与

生協が関わる農福連携の形態については、①購買生協が福祉サービスを提供する一環で行うもの、②生協が母体の社会福祉法人で行うもの、③生協のグループ会社が行うものが考えられる。例えば、日本農業新聞（20240715）には、千葉県八街市の生活クラブ生協が関わる事例が紹介されている<sup>(注9)</sup>。

一方、農協の農福連携については、「はじめよう！農福連携－スタートアップマニュアル－（2 地方自治体・JA 向け）」（農林水産省・厚生労働省）において、その取り組み方法が紹介されている。その方法は、①障害者雇用等を行うことで障害者の受入れ主体になる、②組合員の農業者に対して労働力の供給支援をする、③取組の場や人材を提供するという 3 つである。

#### ①障害者雇用等を行うことで障害者の受入れ主体になること

選果場・直売所・営農センターのある農協や農協出資型法人等において障害者を雇用し、箱詰め・出荷・農作業等や経理処理等の事務作業の職域で雇用する。また、雇用でなくても、農協の部会が、障害者就労施設からの施設外就労を受け入れて、障害者に農作業を担ってもらうこともできる。

#### ②組合員の農業者に対して労働力の供給支援をすること

農協の大きな役割の一つである組合員農家への労働力の供給支援として、農協は、無料職業紹介事業<sup>(注10)</sup>の一環として組合員農家に障害者を直接紹介したり、組合員農家に障害者就労施設を紹介する。

#### ③取組の場や人材を提供すること

農協が組合員農家への労働力の供給支援以外に農福連携に関わる方法として、例えば、試験は場や組合員農家のほ場等を提供し、障害者や特別支援学校の生徒の農作業体験会を開催したり、農福連携技術支援者<sup>(注11)</sup>の育成の場に活用したりすること、福祉系の法人を設立して、障害福祉サービス事業の一環として農作業を行うこと、農作業に関する豊富な知識を生かし、農協職員のOB に農福連携技術支援者育成研修を受けてもらい、農福連携技術支援者として、農業に参入する社会福祉法人等への技術指導にあたってもらうこと等が考えられる。

## 3. 事例調査

### (1) 事例調査の目的と方法

本事例調査は、農福連携において協同組合（生協、農協）が関わっている実践事例（2事例）を対象とし、2025年3月に訪問聞き取り調査を実施してそれぞれの事例の実践内容、協同組合の関わり方等をまとめたものである。本事例調査を通じて、協同組合がその組織の特性を活かし、どのように農福連携に関わることができるのかを明らかにすることを目的としている。いずれの事例も農福連携の実践事例が急速に増加した第二、第三世代（2000～2010年代）に取り組みを始めている。なお、生協・農協による農福連携実践の取り組み方としては、事例1は生協のグループ会社が行うもの、事例2は農協が取組の場や人材を提供するものに該当する。

調査方法は、農福連携の担当者に対するインタビューガイドを用いた半構造化インタビュー調査である（インタビュー時間は1時間30分程度）。インタビューガイドは、農福連携の取り組みの経緯と歴史、農福連携事業の概要、協同組合との関わり、今後の課題等である。インタビュー調査実施後、インタビューガイドに沿って記録の整理を行った。

倫理的配慮については、一般社団法人日本社会福祉学会の「研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」に従い、調査対象となる個人・団体に対してあらかじめ調査目的・方法・内容および倫理的配慮について口頭で説明を行うとともに、承諾書を交わした。なお、本調査に関わる一連の研究については、「星槎道都大学研究倫理審査規程」に基づき、「科学研究費助成事業における採択研究上の倫理審査」の手続きを受けて実施している。

## (2) 事例調査の結果

### ①事例 1 (A 市民生協：大阪府)

A 市民生協（1974 年創立）は、25 市町村をカバーする複数のグループ事業所を持っている。生協グループとして障害者雇用に積極的に取り組んでいるが、その中で事例 1 は、食品リサイクル・ループ（コーパスの店舗や宅配の物流センター等から出る生ごみを「たい肥」にリサイクルして、それを使って野菜を作り、できた野菜を店舗等で販売）を目指して設立された農業生産法人である。事例 1 では主に知的障害の利用者 13 名が畑作業や加工場で働いている。農福連携の取り組みとして、野菜の生産や加工を行い、生産物はノウフク JAS 認証（障害者が生産行程に携わった食品の日本農林規格）を取得している。生産物の約 9 割を生協に出荷することで事業設立 4 年目に黒字化を実現している。

#### ア) 法人設立・農福連携の歴史

A 市民生協は、以下のグループ事業所がある（食品残渣の再生利用事業を行う特例子会社（株式会社）、農業生産法人（株式会社）、物流センター業務や店舗業務の受託（株式会社）、生協商品の配達と保険商品の販売（株式会社））。このうちの農業生産法人（事例 1）は、A 市民生協が設立した特例子会社による食品の残渣を使った堆肥（ハートコーパスエコ）を使用した農産物を生産する株式会社（農地所有適格法人）として 2010 年に設立、生産・加工を行う障害者の就労継続支援 A 型事業所は 2012 年に設立された<sup>(注12)</sup>。

#### イ) 農福連携の内容

事例 1 での農福連携は、主に知的障害の利用者で、障害が軽度の人は畑作業、重度の人は加工場で働く。株式会社の従業員は全部で 23 名、生協本体からの出向者も含まれる。利用者はそのうち 13 名、障害種では知的障害が 12 名、精神障害が 1 名（畑で働くのは 6 名、加工場で働くのは 7 名）、性別で見ると男性が圧倒的に多い。この 12 年で A 型を卒業して 13 名が一般就労をしている。一般就労先の多くは同組合内の特例子会社（リサイクルと清掃）と一般子会社の物流部門であったが、過去には他業種の人もいた。聞き取り調査時には、農業高校の技術職（公務員）としての就職を考えている利用者のサポートも行っているということであった。

作業内容を見ると、畑作業では、通年の野菜生産を行う。一連の作業を障害者が担っている。品目は、小松菜（通年）、きゅうり（5～11 月）、ほうれん草（1～3 月）、春菊（12～2 月）で、これらはノウフク JAS 認証を取得している。加工場での作業は、選別・パック詰め加工である。野菜を収穫したタイミングで冷蔵庫に保管したり、その日に加工するものに分け、変色していたり異物が入っていないか検品を行い、根をハサミで切り袋詰めを行う。

#### ウ) 事業実績

事業設立 4 年目に黒字化しているが、これは生協グループの宅配等のルートがあったことによる。ベースの商基盤はあったが、規格外の野菜等は直売所に毎日出荷することで利益アップにつながった。売上は全体で 9,000 万円、そのうち 2.5 割が産直での売り上げとなっている。土地は

基本賃借で長期借入金を借りる。畠はB市に3ヘクタール、そのほかにC市に4ヘクタールの土地を購入、3年かけて土作りを行った。今後はC市の畠を活用していきたい。利用者の月給（平均）は142,370円となっている（2024年11月現在）。

#### エ) 農福連携における協同組合の関わり

生協グループとして、特例子会社、就労継続支援A型のみならず、生協本体やグループ内事業所において、障害者雇用に積極的に取り組んでいる（2025年4月1日現在のA市民生協グループ全体の障害者雇用率は6.13%）。また、休職を経験したA市民生協職員の復職支援プログラムに事例1での農作業が取り入れられていた。

#### ②事例2（D農協：和歌山県）

D農協は1983年に設立され、交流委員会の一環として「農福連携事業」を推進しており、事例2の母体法人である社会福祉法人Eと連携している。社会福祉法人Eは1977年に無認可の心身障害者共同作業所から始まり、1989年に社会福祉法人として認可された。1998年から農協朝市に出店・食品製造事業を開始し、2001年にはD農協の直売所内でオープンカフェ（カフェ1）を運営、2011年には農産加工場が開設されている。2015年にはカフェ（カフェ2）がオープンし、2016年から農業部門が本格始動され、生産・加工・販売を行う作業に知的障害者が従事し、年間を通じた作業を行っている。

#### ア) 法人設立・農福連携の歴史

D農協は1983年に設立された農産物販売と生産資材の購買事業に特化した販売専門農協である。健康志向や環境保全、循環型農業を意識した農協で、環境保全型農業推進委員会、交流委員会、生産向上委員会という専門委員会が組織されている。このうちの交流委員会において「農福連携事業」が位置付けられている。D農協が推進する農福連携事業に関わりを持つ社会福祉法人Eは、1977年に無認可の心身障害者共同作業所からスタートしている。1987年に有限会社としてクリーニング事業を開始、1989年に社会福祉法人の認可がおりている。この社会福祉法人Eは1993年に全国で初めての精神障害者福祉工場<sup>(注13)</sup>の建設のために動き出し、2年後の1995年4月に開所している。1998年から食品製造事業を開始しているが、事例2が作られてきた歴史には、2001年にD農協が運営する直売所がオープンした際、その飲食コーナーであるカフェ1が社会福祉法人Eの別事業所で運営することになったことに始まる。また、2011には農産加工場を開始している。これは2010年にD農協の関連会社が廃業したことに伴い、そこで障害者も一緒に働いていたことから、加工場を活用した障害者の就労支援事業を行うことになった。2014年、就労継続支援A型事業所として事例2がスタートした。2015年にはもともと直売所の事務所だった飲食部門のカフェ2がオープンし、さらに2016年からは農業部門が本格的に始まった。2018年に直売所がリニューアルされた際、イートインコーナーが設置、焼き芋事業を直売所から移譲された。2020年にはカフェ1がリニューアルしている。

#### イ) 農福連携の内容

事例2での農福連携は、主に、知的障害の利用者が30名ほど作業に従事している。作業内容は、生産・加工・販売の六次化に取り組んでいる。主な生産物は、玉ねぎ（12～1月、5～10月）、大根（9～10月、12～2月）、トマト（4～5月、7～9月）、唐辛子（4～6月、9～2月）、キウイ（5月、11～3月）、さつまいも（8月、10月）である<sup>(注14)</sup>。加工は、柑橘類の一つである「じゃばら」のピール製造、グルテンフリーの米粉（ $\alpha$ 化米粉）や米菓子加工等、小規模農家と連携した小ロットで行われている。販売は、D農協の直売所でしている。事例2の農福

連携は、生産・加工・飲食事業により年間を通じた作業が生み出されている。これら以外にも、D農協から業務委託として選果場（光センサー）では3～4人が箱折りや袋づめ・荷造り等をしている。夏には、5～6月に泥のついた玉ねぎを入れていた4～5万個のコンテナを洗うという作業もある。一連の農福連携の活動を通じて、集落維持のための水路清掃、農道整備等の共同作業への参画、耕作放棄地の再生にも貢献している。

#### ウ) 事業実績

販路は各地の生協があり、農業部は赤字、飲食部も頭打ちとなっている。生産活動収支<sup>(注15)</sup>の半分が飲食（生産活動収入は4,843万円、うち、カフェ2が最も多く2,025万円）、直売所の年間6～7万人の来客のうち、カフェ1が1万人、カフェ2が8,000人という内訳になっている。利用者の平均賃金は2023年度で83,132円となっている。

#### エ) 農福連携における協同組合の関わり

事例2による2か所の飲食コーナーがある直売所は、D農協が運営している。平尾（2022）によると、農協の設立と社会福祉法人Eによる作業所づくりが同時期に進行し、それぞれ地域社会のなかで動きがみられたことから、接点が生まれたという。1998年から日曜日に朝市を開催し、ここに社会福祉法人Eが出店することとなったことがつながりが生まれた始まりとなっている。直売所でのカフェは2001年からスタート、2010年には農協の所有地内での農産加工も行っている。

### （3）事例の小括

生協が母体となった事例1と農協のバックアップを受けた事例2は、ともに農福連携の好事例といえるが、それぞれの組織的背景、事業戦略、そして成果において、以下のように特徴を整理することができる（表3参照）。

事例1の特徴は、第一に、「グループ内連携による早期の黒字化」である。事例1は、A市民生協という強固な流通基盤（販路）を最初から持っており、事業設立4年目での黒字化は、生協グループの宅配ルートへの出荷が約9割を占めていたことが大きい要因であった。安定した需要と効率的な流通経路が確保されていたことが影響しているといえる。

第二に、「事業戦略」について、食品リサイクル・ループという明確なビジョンを掲げ、生協の食品残渣を堆肥として活用し、その堆肥で生産した野菜を生協に供給するビジネスモデルを構築している。これにより、環境負荷低減と地域資源の有効活用という社会的価値も同時に創出している。

第三に、「就労支援」である。主に知的障害者が働き、軽度の利用者は畠作業、重度の利用者は加工場と個々の特性に応じた作業分担を行っている。ノウフクJAS認証の取得は、障害者の関わる生産物の品質に対する信頼性を高めるだけでなく、彼らのモチベーション向上にも寄与していると考えられる。また、一般就労への移行支援も積極的に行われており、自立支援機能も果たしている。

第四に、「協同組合との連携」である。生協グループ全体として障害者雇用に積極的であり、事例1はその中核を担っている。グループ内の障害者雇用率の高さは、組織全体としての社会貢献意識の高さを示しているといえる。また、生協職員の復職支援プログラムに農作業が取り入れられている点も協同組合としての多様な取り組みと評価できる。

事例2の特徴では、第一に、「地域連携と多角化による持続可能性の追求」である。事例2に

よる農福連携は、D農協と社会福祉法人Eが長年の連携を通じて築き上げてきた。事例1と比較すると、初期段階での強固な販路はなかったものの、生産・加工・販売の六次化と地域内連携を核とした事業の多角化が特徴となっている。

第二に、「事業戦略」である。農業部門は赤字であるものの、2か所のカフェ運営による飲食部門が収益の柱となっている。これは、単に農産物を生産するだけでなく、加工品開発や飲食提供を通じて付加価値を高め、顧客との接点を増やすことで、事業の多様な収益源を確保していることにつながっている。特に、小規模農家との連携は、地域経済の活性化にも貢献している。

第三に、「就労支援」である。主に知的障害者が生産、加工、販売の各工程に携わっており、年間を通じた多様な作業を提供することで、利用者の安定的な就労機会を創出している。また、D農協から業務委託による選果場での箱折り・袋詰め・荷造りやコンテナ洗浄といった季節的な作業も行い、地域の農業活動に深く組み込まれている。

第四に、「協同組合との連携」である。D農協と社会福祉法人Eの連携は、朝市への出店から始まり、直売所でのカフェ運営、農産加工場の開設へと段階的に深化してきた。農協が所有地を活用し、廃業した関連会社の施設を引き継ぐ形で就労支援事業を拡大する等、地域における社会課題解決に農協が積極的に関与する姿勢が見られる。

2つの事例から共通していえるのは、農福連携を持続可能な事業として展開するためには、明確な事業戦略とそれを支える強固な組織的基盤や地域連携が不可欠であるということである。事例1は、既存の流通ネットワークを最大限に活用し、効率的な事業モデルを構築した。事例2は、多様な事業展開と地域との密接な連携を通じて、事業の多角化と地域貢献を両立させている。

今後の展望として、事例1は、今後C市の畑活用による生産規模の拡大と安定した販路があるからこそそのさらなる生産力強化と効率化が求められる。

事例2は、飲食部門で収益を上げているものの、農業部門の赤字をどう改善していくかが今後の課題であろう。同時に、地域社会における農福連携の役割をさらに深化させ、耕作放棄地の再生や共同作業への参加を拡大していくことで、より持続可能な地域づくりに貢献していく可能性

表3 事例にみる農福連携実践の特徴

	事例1	事例2
設立主体	株式会社（農地所有適格法人）	社会福祉法人
開始年	2010年	2001年
事業形態	就労継続支援A型事業所	就労継続支援A型事業所
利用者の状況	13名（2024.11現在） 知的障害者が多い	20名（2024.12現在） 知的障害者が多い
環境への取り組み	食品リサイクル・ループ：生協の食品残渣を堆肥化して農場で再利用	荒廃農地の再生：荒廃農地を借り上げて農作物を栽培
農福連携の内容	野菜栽培・加工が中心	カフェ運営、キウイやじゃばらの加工品製造等、飲食と農業を組み合わせた多角的な六次産業化
主な成果	設立4年目で黒字化達成、出荷量増加	農業収入・カフェ売上増加
協同組合の関わり	生活協同組合が事業所設立 生協本体の復職支援受け入れ	農協朝市での出店 農協直売所での飲食店経営 近隣生協組合員の収穫体験受け入れ

(筆者作成)

が期待できる。

#### 4. 考 察

本稿では、農福連携実践の歴史をまとめ、協同組合が関わっている農福連携の実践事例の分析を行い、協同組合による農福連携の取り組み方法から、協同組合が障害者の就労支援や地域にどのような関わりを持つことができるのか、まとめを行った。

歴史の中で触れてきたように、農福連携は、障害者の就労支援を目的とした社会福祉法人の取り組みから、現在は農業事業体、NPO法人、民間企業といった事業主体の広がり、そして、「農業」にとどまらない一次産業に領域が広がりをみせている。さらに、関わる担い手も障害者だけでなく、多くの働きにくさを抱える人たちを包摂するものになってきている。そのような中で、本稿で着目した協同組合がその組織特性を活かして、農福連携に参入することの意義はどのような点にあるといえるか。

本稿の最後に、協同組合が今後の農福連携の展開について、生協・農協が持つ強みを生かした、多岐にわたる関わりを持つことができる可能性があることを提案したい。

##### (1) 生協による農福連携の展開形態

生協は、地域住民の生活に密着した存在であり、消費者と生産者をつなぐ役割を担っている。農福連携の取り組み主体自体は多くはないが、以下の四点での関わりを期待できる。

###### ①販路の提供・拡大

事例1のように、障害者が生産に携わった農産物や加工品を生協の店舗や宅配システムを通じて消費者に販売することで、安定的な販路を提供できる。これは、障害者の働く場の確保と収入向上に直結する。

###### ②オンラインストアでの展開

生協のオンラインストアに農福連携商品を販売する等チャネルを拡大することは社会貢献活動にもなり、そのことを通じてより多くの消費者に届けることが可能となる。

###### ③消費者への啓発・理解促進

障害者が農業に携わる意義や農福連携の取り組みについて、ウェブサイトや店舗での掲示等を通じて消費者に情報発信することで、理解と共感を発信することができる。

###### ④産地交流会や体験イベントの開催

消費者が実際に農福連携の現場を訪れ、障害者との交流を通じて取り組みへの理解を深める機会を提供する。

##### (2) 農協による農福連携の展開形態

農協は、地域の農業を包括的に支援する組織であり、生産者である農家組合員の生活と経営を支えている。農福連携においては、すでに農業事業体と（障害）福祉サービス事業所の利用者を仲介する中間支援の機能を果たす事例も報告されているが（草野 2021；NPO法人日本セルフセンター 2021 等）、その専門性と地域ネットワークを活かし、より積極的に農福連携に関わる観点から以下の点での貢献が期待できる。

### ①生産現場への障害者の受け入れ促進

障害者を受け入れたい農家と農業分野で働きたい障害者をつなぐマッチング機能、障害者を受け入れる農家に対する補助金や研修の情報提供、作業内容の調整に関するアドバイス等の具体的なサポートを行う。農協が保有する施設を障害者と農家が共同で作業できる場として提供することで、障害者の就労機会を創出する。

### ②農業技術・経営ノウハウの提供

障害者や福祉施設の職員向けに農業技術や作物に関する研修会を開催し、知識・スキルの向上を支援する。営農指導員が障害のある生産者や受け入れ農家に対して栽培計画、病害虫対策、収穫方法等、具体的な営農指導や農産物の価格設定、販路開拓、事業計画の策定等、農業経営全般に関するアドバイスを行う。

### ③集出荷・加工・販売体制の活用

障害者が生産した農産物を農協の集出荷施設で集荷・選果し共同出荷することで、流通に乗せる手間を軽減できる。農協が運営する加工施設を活用し、農福連携で生産された農産物を使った加工品を開発・販売することで、高付加価値化と販路拡大を図る。農協の直売所に農福連携コーナーを設ける等して、地域住民への販売機会を提供する。まさに、事例2のような取り組み方である。

生協と農協が持つネットワークと資源は農福連携に不可欠であり、地域との連携が地域社会の共生をさらに進める鍵となり、協同組合はその中核となりえる。一方で、農福連携が多様な人が関わるようになったことで、交流・居場所的な機能がより強化された形になってきている状況も見受けられる。社会福祉学の観点からは、農福連携の当初からの目的として期待されてきた障害者等の就労支援、所得保障の観点を踏まえたものとして、実践・研究の視点に取り入れる必要がある。

**付記** 本稿は、JSPS 科研費 23K01854 の研究成果の一部である。本研究の事例調査にあたり、関係者の皆さまのご協力、原稿の点検をいただきました。ここにお礼申し上げます。

## 注

- (1) 以下、森林組合は 607 組合 (12.3%)、労働者協同組合は 339 組合 (6.9%)、信用金庫は 254 組合 (5.1%)、信用組合は 143 組合 (2.9%)、労働金庫は 13 組合 (0.3%)。
- (2) 千葉県にある社会福祉法人生活クラブは、生活クラブ生協が母体となっている。通称「風の村」として知られ、高齢者、障害児・者、児童の多世代にわたる支援を展開し、千葉県下 9 エリア・90 事業所 (2024 年 6 月現在) を抱えている (社会福祉法人生活クラブホームページより)。
- (3) なお、農福連携に関わる制度の変遷については、別稿 (畠山・杉岡 (2022) : 畠山・大原・杉岡 (2024)) を参照。
- (4) 「特例子会社制度」とは、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できるとする制度。
- (5) ハートランド株式会社は、文具やオフィス家具を製造販売するコクヨグループの特例子会社である。2006 年に企業による障害福祉サービス事業所の第一号として認定され、翌 2007 年に農地所有適格法人となり、農

業分野に参入している。ここでは、知的障害者や精神障害者を含む従業員が養液栽培によってサラダほうれん草等を通年で栽培し、24時間コンピュータ管理や自動包装機等の高度な機械を導入した効率的な生産を行っている。

- (6) 就労継続支援 A 型・B 型事業は、障害者総合支援法における就労支援を行う障害福祉サービスであり、その違いは、「一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行う」(就労継続支援 A 型)と「一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行う」(就労継続支援 B 型)がある。
- (7) 「農園型障害者雇用」とは、「企業の法定雇用率の充足を目的として、雇用主と異なる外部の法人が貸し農園と運営、管理ノウハウ等を提供し、農業分野を事業としていない民間企業が障害者をそこで雇用する」ものであるが、なかには障害者の雇用率を達成するためだけのもので作業内容や環境が整備されていない実態が障害者の特性を生かした就労支援としての農福連携とは異なるものであると指摘を受けている(一般社団法人日本農福連携協会 2024)。
- (8) 「ソーシャルファーム」とは、自律的な経済活動を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業のこと(東京都ソーシャルファームホームページより)であり、東京都は「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」により、以下の事項を満たすものを社会的企業と認証している。①事業からの収入を主たる財源として運営していること。②就労に困難を抱える方を相当数雇用していること。③職場において、就労に困難を抱える方が他の従業員と共に働いていること。
- (9) 生活クラブ生協千葉(1976年～)と生活クラブ生協千葉が設立した社会福祉法人生活クラブ(1998年～)が運営する福祉農園としてスタートした取り組みで、2022年に農場内に社会福祉法人生活クラブ風の村 就労継続支援 B 型事業所(農仲舎八街)が設立されている。この就労継続支援 B 型事業所では、通年で野菜生産と営農型太陽光発電(農地の上に太陽光パネルを設置し、発電と生産活動を実施)を行っている。
- (10) 農協が無料職業紹介事業を実施する場合、主管労働局を経て厚生労働大臣に対して届出をする必要がある。
- (11) 農業者、障害福祉サービス事業所職員、障害者本人に対し、農福連携の実践手法をアドバイスする人材であり、全国・都道府県単位で研修が行われ、育成が進んでいる。
- (12) 生協本体でも、高齢者福祉事業として、訪問介護、居宅介護支援、小規模多機能、介護付き有料老人ホーム、デイサービス、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、福祉用具・住宅改修、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問看護、看護小規模多機能のサービスを提供している。
- (13) 通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、及び社会生活への適応のために必要な指導を行なうことにより、その者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図る施設であったが、2006年の障害者自立支援法施行に伴い、サービスメニューが再編され、現在、多くは就労継続支援 A 型事業所に移行している。
- (14) 過去には、みかん収穫の援農等も行っていた。
- (15) 障害者就労支援事業のうち、生産活動の収入と必要経費の合計。利用者に支払う賃金・工賃は、生産活動収入からまかなうものとされている。

## 引用文献

- 橋本理(2022)「協同組合における社会福祉経営の概観—高齢者介護・生活支援を中心に—」『社会学部紀要』54(1), 1-28, 関西大学。
- 畠山明子・大原昌明・杉岡直人(2024)「北海道における農福連携の中間支援に関する事例の考察」『北海道地域福祉研究』第27巻, 20-35, 北海道地域福祉学会。
- 畠山明子・杉岡直人(2022)「障害者就労支援をめぐる農福連携の歴史と今日の課題」『星槎道都大学研究紀要』

3, 119-127, 星槎道都大学.

平尾昌也 (2022) 「協働でつくる新たな地域（第21回）社会福祉法人E—『困りごと×困りごと＝助け合い』で紡ぐ地域のつながりと農福連携」『月刊福祉』105(3), 82-85, 社会福祉法人全国社会福祉協議会.

一般社団法人日本協同組合連携機構 (2025) 「2022事業年度版 協同組合統計表」

一般社団法人日本農福連携協会 (2024) 「農園型障害者雇用問題研究会報告書～農業分野における障害者就労をより良好なものとするために～」

岸康彦 (2020) 『農の同時代史—グローバル化・新基本法下の四半世紀』創森社.

厚生労働省「2023年度消費生活協同組合（連合会）実態調査」

草野拓司 (2021) 「農協による農福連携の展開—『農作業請負の仲介』と『雇用』を行う事例に着目して」『農林金融』74(2), 79-95, 農林中金総合研究所.

日本農業新聞 <https://www.agrinews.co.jp/page/about>

農林水産省「農協について」(2025年1月)

農林水産省「農福連携等事例集（2024年版）」

農林水産省「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」

農林水産省・厚生労働省「はじめよう！農福連携－スタートアップマニュアル－（2 地方自治体・JA向け）」

NPO法人日本セルフセンター (2021) 『農業分野における施設外就労の請負契約に関する調査研究報告書』

社会福祉法人生活クラブホームページ <https://kazenomura.jp/>

東京都ソーシャルファームホームページ <https://www.social-firm.metro.tokyo.lg.jp/>